

## 第9章 健康危機管理対策の推進

### 第1節 健康危機管理体制の整備

近年、阪神・淡路大震災をはじめ、地下鉄サリン事件、腸管出血性大腸菌O157食中毒、和歌山市毒物混入カレー事件、東海村臨界事故の発生など、不特定多数の人々の生命・健康の安全を脅かす事態が次々と発生しています。このような事態から県民の生命、健康を守るため、あらかじめ関係者の役割等を定めた健康危機管理体制を整備し、迅速で的確な対応を行うことができるよう備えておく必要があります。

#### 現状と課題

##### 1 県民の健康を脅かす驚異

県民の生命・健康に危害を及ぼす原因として、自然災害の他に、感染症や食中毒、毒劇物や化学物質、医薬品あるいは放射能など様々なものがあります。

近年は、重症急性呼吸器症候群（SARS）等の新しい感染症が発生しており、海外における鳥インフルエンザの流行により新型インフルエンザの発生も懸念されています。その他にも、地下鉄サリン事件や炭疽菌事件のような、化学物質や細菌等を用いたテロ行為（NBCテロ）や武力攻撃事態も懸念される状況にあります。

##### 2 健康危機管理体制の整備

県民の生命・健康の安全が脅かされる事態が発生した場合やそのおそれが生じた場合には、県民の不安を取り除き、効果的な予防に資するための情報提供を行うとともに、速やかな原因の究明、健康被害拡大の防止、迅速で的確な救急医療の確保といった適切な健康危機管理を通じて、県民の生命・健康を守ることが求められています。

このため、「高知県健康福祉部健康危機管理基本方針」や「高知県健康危機管理マニュアル」を作成しています。これにより福祉保健所や市町村、消防、警察などの行政機関や医療機関等が、互いに連携して迅速に対応できる体制を整備しています。

しかし、近年の多様化している健康危機に対応するためには、なお一層の体制の充実と機能強化が必要となっています。

#### 対策

##### 1 関係機関の連携と資質向上

地域において健康危機管理に係わる福祉保健所や市町村、消防、警察、医療機関等の連携を強化するとともに、研修や訓練等を通じて、健康危機の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、平常時から健康危機発生に対する備えを行います。

（県・市町村・関係機関・医療機関）

##### 2 情報の収集、提供

健康危機の回避と被害の拡大防止に向けて、迅速に対応するため、健康危機管理支援システム（国立保健医療科学院）や感染症情報センター（国立感染症研究所）をはじめとし、あらゆる機関や県民等からの健康危険情報の収集を行い、関係機関に提供するとともに、県民に対し適切な

情報提供を行います。

(県)

### 3 新興・再興感染症の発生動向の監視

新型インフルエンザ等の新興・再興感染症は、短期間で世界中に拡大する可能性があることから、特に早期の対応が求められています。このため国等との緊密な情報交換を行い、新興・再興感染症等の発生のおそれがある場合の感染症発生動向の監視の強化を図ります。

(県)

### 4 計画やマニュアルの着実な推進と見直し

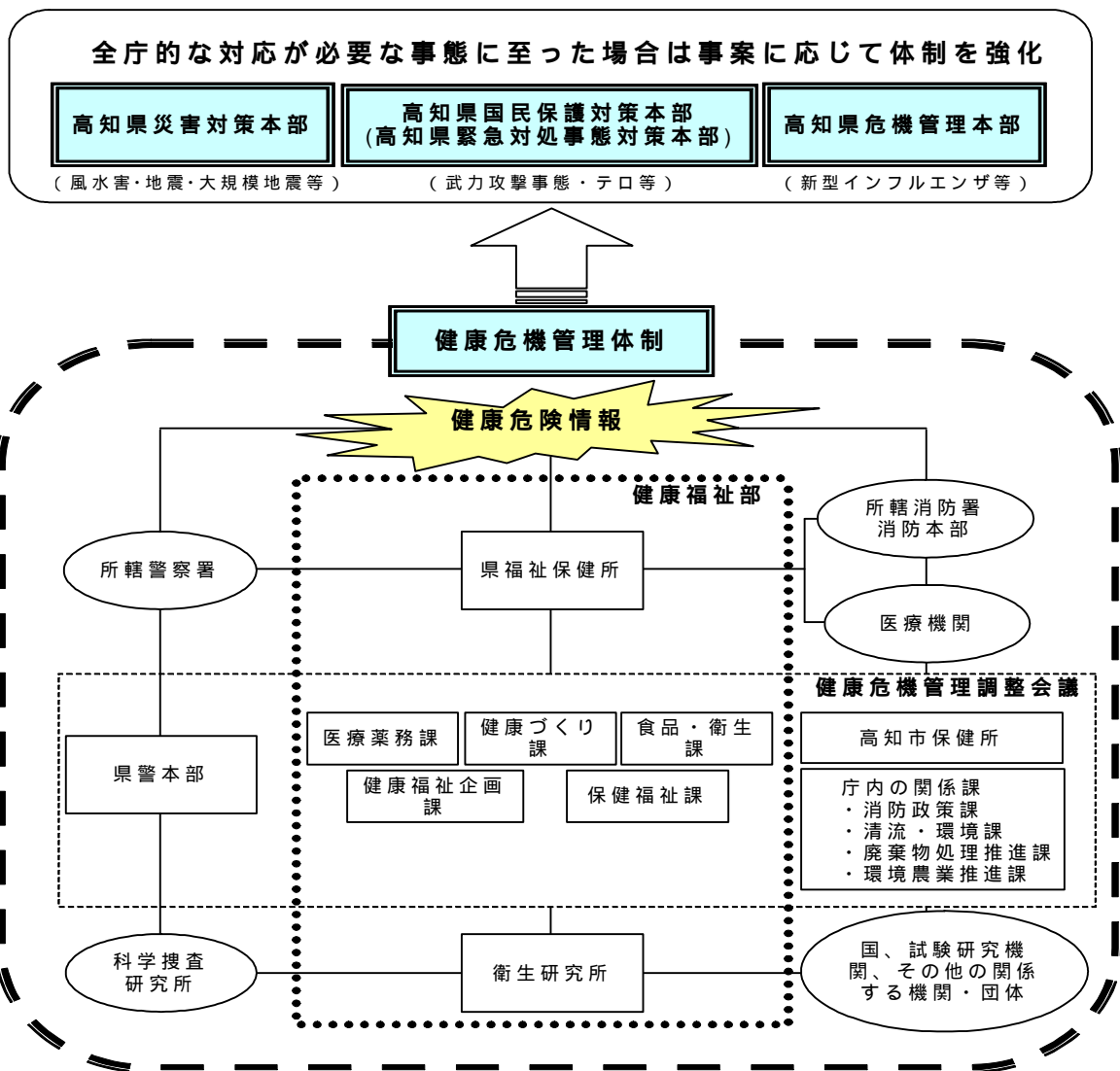
災害への対応のため策定された「高知県地域防災計画」や新型インフルエンザへの対応のために策定された「高知県新型インフルエンザ対策実施計画」、食の安全・安心の確保のために策定された「高知県食の安全・安心推進計画」、その他県民の健康危機に対応するために策定された計画やマニュアルをより実効性のあるものとするため、定められた事項を着実に推進するとともに、実効性の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

(県)

【健康危機管理に関する主な計画】

- ・高知県国民保護計画
- ・高知県地域防災計画
- ・高知県感染症予防計画
- ・高知県新型インフルエンザ対策行動計画
- ・高知県新型インフルエンザ対策実施計画
- ・高知県食の安全・安心推進計画
- ・高知県災害医療救護計画

【健康危機管理体制】



## 第2節 医薬品等の安全対策の推進

医薬品等は、県民の保健医療に必要なかつ不可欠なものであり、不正・不良医薬品等の製造・販売及び医薬品等による事故の発生を防止するなど、医療の質的向上と県民の健康の維持・増進を図る観点から、製造・流通・販売から服薬等の使用に至るまで、その品質、有効性及び安全性を確保する必要があります。

また、薬物乱用のおそろしさは、単に乱用者自身の精神や身体上の問題にとどまらず、家庭の崩壊や悲惨な事件の原因ともなりますので、社会全体の問題として取り組む必要があります。

### 1 医薬品等の安全対策

#### 現状と課題

#### (1) 医薬品等の品質確保

本県の薬事関係許可届け出施設数は、平成18年度末現在で3,011か所あります。

医薬品等の市販後の有効性及び安全性を確保するため、市場に出荷する医薬品等の品質管理や安全管理情報の収集・検討等による安全性の確保を行うため医薬品等製造販売業の新たな許可制度が導入される等、医薬品等製造販売業への監視指導の強化が求められています。

また、いわゆるドラッグストアなど医薬品販売業については、医薬品の販売時に薬剤師等が、医薬品を適正に販売するよう指導徹底することが課題となっています。

その他、健康志向の高まりやインターネットの普及等により、無承認無許可医薬品による健康被害が発生しています。このため、これらの健康食品を販売する業者等に対する監視・指導を強化することが必要です。

#### (2) 医薬品等の正しい知識の普及・啓発

県民に対して、医薬品等の不適正使用による県民の健康被害を防止するため、「薬と健康の週間」事業などあらゆる機会を通じ、医薬品等の正しい知識の普及・啓発に努める必要があります。特に高齢化率が高い本県においては、高齢者に対する医薬品の情報提供を強化する必要があります。

#### 対 策

#### (1) 医薬品等の品質確保対策

医薬品等の製造販売業・製造業者に対しては、計画的に薬事監視を実施し、製造管理又は品質管理等が実施されているかを確認し、指導していきます。

薬局・医薬品販売業者等に対しては、定期的に薬事監視を実施し、流通・販売段階における医薬品等の品質確保、不正表示を監視していきます。併せて、医薬品等販売業者に対しては、県民への医薬品等の情報提供に努めるように指導していきます。また、県内で製造される医薬品や流通している医薬品等の収去検査を計画的に行うことにより不良医薬品等の発生・流通を防止します。

また、無承認無許可医薬品等については、健康食品の試買検査や広告監視等を強化し、流通、販売を防止します。(県)

#### (2) 医薬品等の適正使用の広報

関係団体と連携し「薬と健康の週間」事業に併せての県民への広報や若年層に対する薬物乱

用防止教室等の講習会等により啓発を行うとともに、高齢者等に対しても関係団体等の協力を得て、医薬品等の正しい知識について計画的に広報を行い普及・啓発に努めます。

( 県・関係団体 )

## 2 毒物劇物による危害防止対策

### 現状と課題

毒物劇物関係登録届出施設は、平成 18 年度末現在、689 か所あります。

毒物劇物は、化学工業薬品、農薬、塗料など種々の分野において、広く用いられていますが、その反面その毒性などにより、保健衛生上重大な危害を及ぼす恐れがあります。

### 対 策

毒物劇物営業者、業務上取扱者へ立入し、毒物劇物の保管取扱上の基準、譲渡手続き等の指導の徹底を図るとともに、講習会を開催し、危害防止の徹底を図ります。

( 県・関係団体 )

## 3 麻薬、覚せい剤等に対する薬物乱用防止対策

### 現状と課題

我が国では、薬物犯罪組織による覚せい剤の大量密輸入、無差別販売などにより、中・高校生を中心とした低年齢層にまで薬物乱用が拡大するなど、「第三次覚せい剤乱用期」が継続しています。

平成 18 年の県内における薬物事犯による検挙者数は 77 人で、前年に比べ 33 人減少していますが、乱用者の潜在化が懸念されます。また、全国的には大麻やMDMAなど錠剤型の合成麻薬事犯による検挙者数や押収量が増加し、違法ドラッグの規制強化に見られるように乱用薬物の多様化が見られ、携帯電話やインターネットの普及による薬物を容易に入手できる環境の形成等、薬物乱用の更なる拡大、低年齢化が懸念されます。

県内少年におけるシンナー等有機溶剤の乱用による補導者数は、平成 17、18 年は 0 人となっていますが、今後とも増加に転じないよう普及・教育が必要です。

### 対 策

#### ( 1 ) 麻薬等の適正管理

麻薬、覚せい剤、向精神薬等取扱施設に対する指導取締及び講習会を実施し、不正な取扱の防止と適正な保管・管理の周知徹底を図ります。

( 県・関係機関・医療機関 )

#### ( 2 ) 普及啓発活動

##### (ア) 地域に根ざした活動の推進

ボランティア活動として薬物乱用防止推進協議会を拠点とする、地域に根ざした薬物乱用防止活動の推進を図ります。また、国連決議による「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」に合わせ官民一体となって「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施し、薬物乱用防止意識の高揚を図ります。

( 県・関係団体 )

(4) 指導者の資質の向上

関係機関の連携のもと、薬物乱用防止教育に関する指導者の研修会を開催し、教育技術の向上を図ります。 (県)

(3) 相談支援体制

薬物相談窓口等相談体制の充実強化を図るとともに、医療機関、矯正施設等の協力を得て、薬物依存者、中毒者に対する医療保護対策の充実を図ります。 (県)

## 第3節 食の安全・安心の推進

牛海綿状脳症（BSE）や高病原性鳥インフルエンザの発生、あるいは遺伝子組み換え食品の流通販売、加工食品、輸入食品の増加による食品の多様化等により、消費者の食に対する不安や不信感が高まっています。

そのため、県では、平成17年10月に「食の安全・安心推進条例」を制定し、この条例に基づき、食の安全確保と県民の不安・不信を解消するための「食の安全・安心推進計画」を平成19年2月に策定しました。今後は、この計画に基づき、生産から流通・消費における包括的な食の安全確保にかかる系統だった取り組みを推進していきます。

### 食品の衛生対策

#### 現状と課題

##### 1 食中毒の発生状況

高知県における平成13～17年の食中毒の発生件数は、40件で患者数は1,392人であり、全国的に見ると発生件数や患者数は少ない県です。また、病因物質別の発生件数は、サルモネラ属菌、ノロウイルス、黄色ブドウ球菌、フグ毒の順に多く発生しています。原因施設は飲食店（旅館、弁当）が多く、原因食品は弁当で多く発生しており、これらの衛生対策が必要となっています。

##### 2 自主衛生管理の推進

食品製造業者は、それぞれの施設で構造や従事者の衛生知識が異なるため、独自の自主衛生管理に努めることが必要です。高知県では、平成15年度に「高知県食品衛生管理認証制度」を設立し、HACCPの考えを取り入れた自主衛生管理の推進を図っています。

##### 3 情報の共有による安全性の確保

食の安全・安心について、消費者、食品関連事業者及び行政等が情報を共有し、共通の理解を得るように努めることが重要です。

##### 4 食品検査による安全性の確保

輸入食品の増加や食品流通の広域化等に伴い、効果的な有害残留物質等のモニタリング検査を実施し、食品の監視指導に努めることが重要です。

#### 対策

##### 1 食中毒防止対策の強化

食中毒の防止を推進するため、食中毒の発生しやすい時期（夏期、年末）の食品製造施設等への集中監視や食品衛生知識の普及啓発を図ります。また、食中毒の発生時は、迅速かつ的確に対応し、被害の拡大・再発防止対策を徹底します。

（県・保健所設置市）

##### 2 食の安全確保における監視指導の強化

「高知県食品衛生監視指導計画」による監視対象施設の重要度に応じ、科学的根拠に基づいた効果的な監視指導を実施します。

（県・保健所設置市）

### 3 自主衛生管理体制における推進の支援

食品事業者等に対して、食品の安全確保に関する自主衛生管理体制の整備に必要な情報の提供や指導を行います。また、HACCPの考え方に基づく「高知県食品衛生管理認証制度」の推進等、自主衛生管理の構築を支援します。（県・保健所設置市・関係団体）

### 4 情報の提供及び消費者意見の反映

生産から流通・販売・消費に至る関係者及び行政による意見交換会（リスクコミュニケーション）を開催します。

また、食品に関する情報について、ホームページや各種講習会等により、積極的かつ適切な情報提供に努めます。（県・保健所設置市）

### 5 食品における安全検査の強化

食品の規格基準に適合していない違反食品の排除及び食品による事故防止を図るため、食品の安全検査を実施し、安全性の検証をします。また、食品の安全検査において、検査成績の信頼性を確保するために、機器や検査の精度管理を行います。

（県・保健所設置市）

## 食肉の衛生対策

### 現状と課題

#### 1 と畜場・食鳥処理場の衛生管理

食生活の欧米化に伴う食肉の需要増加や日本の食文化である「生食」嗜好の中で、食肉に由来する腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ属菌及びカンピロバクター等の食中毒菌を制御することが重要です。

#### 2 関係機関の連携と食肉検査体制の強化

家畜・家禽の飼育形態の変化等による疾病様相の変化や海外からの家畜・家禽疾病の侵入及び抗菌性物質やホルモン剤等における残留有害物質問題に対処するため、関係部局と連携した生産段階からの衛生管理及び食肉・食鳥肉検査体制の強化が必要です。

#### 3 消費者等への情報提供

消費者等への食肉衛生情報の提供及び生産者・食肉処理業者等への正しい食肉衛生知識の普及向上が必要です。

### 対策

#### 1 と畜場・食鳥処理場の衛生管理の強化

HACCPの考えに基づく衛生管理を推進し、食肉の微生物制御に努めます。また、食肉（枝肉）の微生物検査を実施し、衛生管理の検証をするとともに関係者に対する衛生講習会を開催し、衛生管理体制を強化します。（県・保健所設置市）

## 2 食肉・食鳥肉検査体制の充実強化

### (1) BSE 検査の継続

食肉衛生検査所における、牛海綿状脳症（BSE）の検査を継続実施し、特定危険部位の排除及び汚染防止を徹底します。  
(県・保健所設置市)

### (2) 有害物質等の検査の充実強化

食肉衛生検査所における抗生物質等の残留有害物質検査の充実強化を図ります。また、家畜に由来する疾病や残留有害物質等に関する調査研究に努めます。

(県・保健所設置市)

### (3) 検査精度の向上

食肉検査における信頼性を確保するために、検査機器及び試験検査の精度管理を行っていきます。

(県・保健所設置市)

## 3 食肉衛生に係る情報の提供の推進

### (1) 生産者への情報提供

健康な家畜の飼養管理の一助とするために、食肉検査結果を各生産者にフィードバックします。

(県・保健所設置市)

### (2) 食肉事業関係者や消費者への情報提供

食肉の衛生情報を、食肉事業関係者等に提供するとともに、講習会やホームページを通じて消費者の食肉に対する正しい知識の普及に努めていきます。

(県・保健所設置市)

## 第4節 生活衛生対策の推進

理・美容所、クリーニング所、公衆浴場等の生活衛生関係営業施設は、県民の日常生活に密接かつ不可欠な施設であり、これらの衛生水準の確保・向上を図り安心して利用できることが求められています。

また、本県の水道事業は、経営基盤が脆弱なところが多いことから、計画的に簡易水道等の統合を促進し、維持管理の一体化や経費の見直し等を含めた経営強化に努めていく必要があります。

### 生活衛生

#### 現状と課題

##### 1 営業所における監視・指導状況

旅館、公衆浴場、理容所、美容所、興行場、クリーニング所等における衛生水準の向上と利用者の安全を図るため、関係法律に基づき営業の許可・確認並びに施設の監視・指導を行っています。

特に理・美容所においては、器具の消毒が十分でないとなんか肝炎や皮膚炎等が器具を介して伝播する恐れがあることから衛生知識の普及啓発を図ることが必要です。

##### 2 レジオネラ症に関する状況

平成15年4月1日から、レジオネラ属菌に関する衛生等管理に関する内容を盛り込みレジオネラ症患者の発生の防止を目的として、旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例を一部改正し、営業者自らが自主管理を徹底し、レジオネラ症の発生を防止するための指導を強化しています。

特に施設管理においては、レジオネラ症に対する認識不足がみられることから、正しい知識の普及啓発を図ることが必要です。

##### 3 居住環境に関する状況

生活環境の変化に伴い、住居におけるシックハウス問題や集団施設等でのアタマジラミの感染などが発生していることから家庭や集団施設等での衛生指導が必要です。

#### 対策

##### 1 営業所における監視・指導の強化・取組み

継続的な監視・指導を行うことにより、衛生水準の向上を目指し県民の安全を図っていきます。

このため、「監視指導計画」を毎年更新し、地域の実情に即応し、柔軟な対応が出来る計画として実施します。また、営業所で収集し、指導を行った科学的データの結果をまとめ、講習会などの資料とし、理容業・美容業等に関係する感染症の予防啓発を行います。

(県・保健所設置市)

##### 2 レジオネラ症予防のための取組み

レジオネラ症予防・防止のため、旅館業や公衆浴場業について、継続的に立ち入りを行い、レジオネラ症の知識の普及啓発と自主管理の徹底を指導します。

(県・保健所設置市)

### 3 居住環境等相談事業に関する取組み

シックハウス対策やアタマジラミ等の対応・対策として適宜現場調査を実施し関係機関との連携も含めた適切な対応を行います。  
(県・保健所設置市)

## 水道

### 現状と課題

#### 1 未普及地域の解消

水道は、私達の生活や社会・経済活動に欠くことのできないライフラインとしての役割を果たしている基幹施設です。本県の平成 17 年度末の水道普及率は 91.2%であり、全国平均普及率は 97.2%と比較すると低い水準にあります。特に、地形的に不利な中山間部においては、普及率がさらに低い傾向にあります。

#### 2 老朽化等の対策

水道施設の多くは、昭和 30 年代半ばから整備されたことから、すでに老朽化している施設が多く、今後発生が予測される南海地震に備えるためにも地震に強い施設整備が必要です。特に、地震に弱い石綿セメント管の布設替えは早急に取り組む必要があります。

#### 3 適切な維持管理

上水道 23 事業に対して、簡易水道 254 事業、飲料水供給施設 181 施設と小規模な水道事業等が多数有り、特に非公営の飲料水供給施設では経営基盤が脆弱なうえ、地元住民による管理を行っているところも多いことから、継続的に適切な維持管理ができる体制を確保することが必要です。

### 対 策

#### 1 施設の統合整備

市町村の行う水道施設整備、特に水道未普及地域における簡易水道整備や小規模水道の統合整備を促進します。  
(県・市町村)

#### 2 経営の合理化

水道の広域化、経営の統合や管理の一体化などにより効率的な運営を図るとともに、小規模水道の統合、施設の合理的な配置を行い経営の合理化を進めます。  
(県・市町村)

#### 3 維持管理及び衛生指導

ビル、マンション等の貯水槽水道及び飲用井戸等の水道法の対象外施設を含め、水道施設等に対する適正な維持管理指導、衛生対策指導を行います。  
(県・市町村)

